

Case : 428

許容範囲を超える急坂を警告灯表示を無視して下り転倒した

場面の説明

山中の急坂で、電動車いすの許容を超える急坂を下りる際、警告表示に従わず、速度設定も低速にしなかったことで転倒してしまう



利用シーン

移動
外出

主な利用場所

坂道

介護保険の種目

車いす

分類コード(CCTA95)

122124(電動三輪車・電動四輪車)

介護テクノロジー

-

二次元バーコード



解説

山中の急坂で、電動車いすの許容傾斜を超える坂を下りる際、警告表示に従わず、低速設定にもしなかったことで転倒した事例です。一般にハンドル型電動車いすの許容傾斜は約10度とされており、それを越える坂道での走行は避ける必要があります。下り坂では速度を低く設定し、警告灯やブザーの指示に従うことが重要です。また、用具提供事業者は利用経路の事前確認を行い、走行環境を把握することが事故防止につながります。

参考要因

- 人：警報音が鳴っても「これくらいは大丈夫」と過信してしまった
- 人：聴力が弱く警告音が聞き取りづらかった
- 環境：山中の悪路であったが、ほかに迂回できる安全な経路が無かった
- 管理：納品時、担当者が坂道走行の注意点や警告音について説明していなかった